

公務員制度改革大綱に基づく公益法人の役員に関する措置の推進状況の調査結果 (概要)

平成16年3月
内閣官房
総務省

本調査結果は、平成13年12月に閣議決定した「公務員制度改革大綱」の公益法人への再就職に係るルールに基づき、14年3月に国所管公益法人を対象として各府省間で申し合わせた「公務員制度改革大綱に基づく措置について」(以下「申合せ」という。)の推進状況について、平成15年11月1日現在で調査し、取りまとめたものである。全体としては、大部分の法人において、申合せに沿った措置が講じられている。一方で、少数ではあるが、申合せに沿った措置が講じられていない法人も存在し、これらについては、閣議決定及び申合せの趣旨を踏まえ、引き続き各府省において適切な指導が行われるよう徹底を図っていくこととしている。具体的な調査結果は以下のとおりである(なお、法人数は共管による重複を除いた実数である。)

1 退職公務員の役員就任状況に関する情報開示の状況

<申合せ>

各府省は、所管公益法人に対し、役員名簿に、国家公務員出身者である役員についてはその最終官職を付記するよう指導

<調査結果>

対象法人(2,913法人)のうち、2,724法人(対象法人全体の93.5%)において退職公務員の役員就任状況を開示している。

2 役員の報酬・退職金規程の整備状況

<申合せ>

各府省は、国から補助金等を受けている等の公益法人に対し、役員の報酬・退職金に関する規程を定めるよう指導

(注)国から補助金等を受けている等の公益法人とは、平成14年度決算ベースにおいて国から補助金・委託費等の交付を受けている所管公益法人及び国から検査・認定・資格付与等の事務・事業の委託等、推薦等を受けている所管公益法人を指す。

<調査結果>

対象法人(1,192法人)のうち、役員報酬規程については1,072法人(対象法人全体の89.9%)、退職金規程については1,081法人(対象法人全体の90.7%)において申合せに沿った対応がとられている。

3 役員の報酬・退職金の水準及び在任年齢に関する措置の状況

(1) 役員の報酬・退職金の水準

< 申合せ >

各府省は、国と特に密接な関係を持つ公益法人に対し、常勤の役員の報酬・退職金等については、民間だけでなく、国家公務員の給与・退職手当の水準と比べても不当に高額に過ぎないように指導

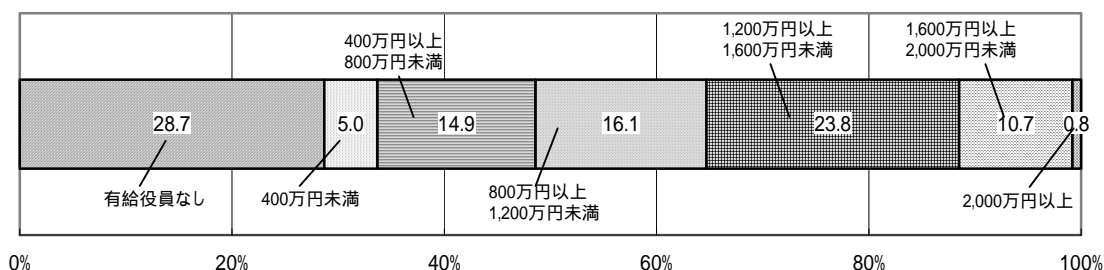
(注) 国と特に密接な関係を持つ公益法人とは、平成14年度決算ベースにおいて国からの補助金・委託費等の2分の1以上を第三者に交付する所管公益法人、国からの補助金・委託費等による収入額が年間収入額の3分の2以上を占める所管公益法人及び国から検査・認定・資格付与等の事務・事業の委託等、推薦等を受けている所管公益法人を指す。

役員の平均年間報酬額の状況

< 調査結果 >

対象法人(478法人)のうち、有給役員がいる法人は、341法人(対象法人全体の71.3%)であり、平均額が1,200万円以上1,600万円未満の法人が114法人(対象法人全体の23.8%)と最も多く、有給役員のない法人及び1,200万円未満の法人で、対象法人全体の約6割を占めている。

有給常勤役員の平均年間報酬額規模別割合(グラフ内の数値は全体に占める割合(%))を示す。



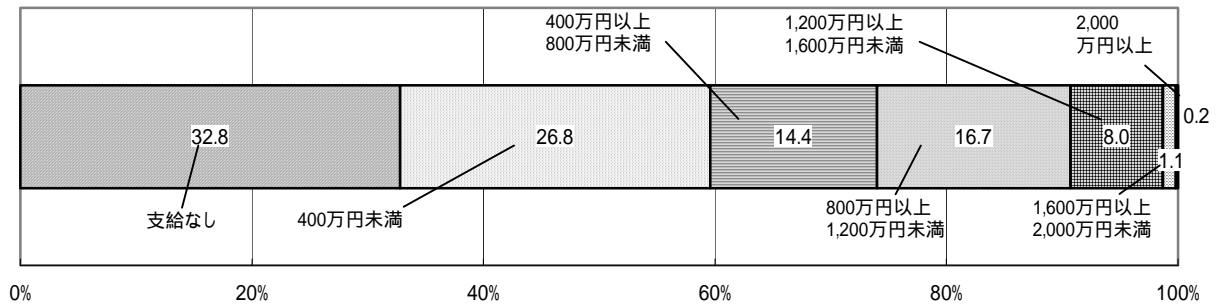
役員の平均退職金額の状況

< 調査結果 >

退職金額の算出が可能な法人(473法人。以下「算出可能法人」という。)のうち、仮に常勤役員が勤続4年で退職した場合に支給される退職金の平均額を見ると、退職金の支給のない法人が155法人(算出可能法人全体の32.8%)と最も多く、退職金の支給のない法人及び800万円未満の法人で、算出可能法人全体の約7割を占めている。

仮に常勤役員が勤続4年で退職した場合に支給される平均退職金額規模別割合

(グラフ内の数値は全体に占める割合(%)を示す。)



報酬・退職金等の改善状況

< 調査結果 >

申合せを踏まえ、報酬・退職金等を適正な水準に引き下げる等の改善を行った法人及び改善を検討中の法人は、31法人であった。

(2) 在任年齢に関する規程の整備状況

< 申合せ >

各府省は、国と特に密接な関係を持つ公益法人に対し、役員の在任年齢について、従来の特種法人役員に加え、先般、独立行政法人役員についても決定(「特種法人の役員の給与・退職金等について」(平成14年3月15日閣議決定))がなされたことを踏まえ、適切な規程を整備するよう要請

< 調査結果 >

在任年齢に関する規程を整備している法人及び整備を検討中の法人は372法人あり、対象法人(478法人)全体の77.8%において、所管府省の要請を受けて申合せに沿った対応がとられている。規程上の在任年齢の上限を見ると、常勤の理事長等については70歳以下とするものが、常勤の理事については65歳以下とするものが最も多かった。